別紙様式第一

有 線 電 気 通 信 設 備 設 置 届

平成 年 月 日

総 務 大 臣 殿

届出者 郵便番号

住 所

（法人にあっては、本店又は主たる事務所の 所在地）

（ふりがな）

氏 名

（共同設置の設備にあっては、以下に共同設置者 の住所及び氏名を連記すること。）

有線電気通信設備を設置するので、有線電気通信法第３条第１項及び第２項の規定に基づき、 別添の書類を添えて届け出ます。

注１ 氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。法人の場合は、その商号又は名称及び代表者 の氏名を記載することとし、代表者が氏名を自筆で記入したときは、押印を省略できる。

２ 法第３条第２項各号に掲げる有線電気通信設備に該当しない 有線電気通信設備及び第２条に掲げる有線電気通信設備にあっては、「及び第２項」 の文字を抹消すること。

別紙様式第二

事 項 書

１ 有線電気通信の方式

注 「音声周波電話(自動交換)」、「電信」、「テレビジョン(音声複合)」等のように記入すること。

２ 通信事項

注 「自家通信」、「電気供給に伴う電気設備の保安及び電力需給調整打合せ」等のように記入すること。

３ 設備の設置の場所

(1) 機 械（中継増幅器及び光電変換器を除く）

注 機械の種別ごとに「(何)県(何)市(何)町(何)丁目(何)番(何)号(何)内」等のように記入すること。

(2) 線路及び付近の道路、鉄道、軌道等の位置 別紙線路経路図のとおり

注 地図又はこれに類するものに記入すること。

(3) 設備と付近の他の施設との関係 ア 電線等との離隔関係

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 設備  付近の 他の施設 | | 架 空電線 の支持物 | | 単 独柱の 架空電線 | | 共 架柱の 架空電線 | | 屋内電線 | 地中電線 | 備 | 考 |
| 電線 | |  | | ｍ | | ｍ | |  |  |  | |
| 強 電 流 電 線 | 低圧 | ｍ  （ ） | | （ ） | | （ ） | | ｍ | ｍ |  | |
| 高圧 | （ | ） | （ | ） | （ | ） |  |  |  | |
| 特別高圧 | （ | ） | （ | ） | （ | ） |  |  |  | |
| 建造物 | |  | |  | |  | |  |  |  | |

注１　強電流電線の「備考」欄には、その種別（強電流ケーブル等）及び保護網（線）設置の有無を記 入すること。また、他の設備の電線が裸電線のときは、その旨「備考」欄に記入すること。

２　電車線に接近又は交差する場合は、「強電流電線」欄の（ ）内に記入すること。また、「備考」 欄には注１の要領で記入すること。

イ 道路等との関係

|  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
|  | 設備 | 架 | 空 | 電 | 線 | 備 | 考 |
| 付近の | 関係 | 道路、鉄道又は軌道、横断  歩道橋上の最低の高さ | | | |
| 他の施設 |  |
| 道 | 路 | ｍ | | | |  | |
| 鉄道又は軌道 | |  | | | |  | |
| 横断歩道橋 | |  | | | |  | |
| そ の 他 | |  | | | |  | |

注 「備考」欄には、「歩道と車道との区別がある道路」等のように記入すること。

４ 設備の概要

(1) 機 械

ア 交換機

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種 類 | 回線容量 | 台 数 | 備 考 |
|  | （ ） |  |  |

注１ 「種類」欄には、「クロスバ交換機」、「電子交換機」等と記入すること ２ （ ）内は、実装を記入すること。

イ 増幅器（中継増幅器を含む）又は光電変換器

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 種 類 | 定格出力レベル | 台 数 | 備 考 |
|  | Ｗ又はｄＢｍ |  |  |

注１ 増幅器の場合の「種類」欄には、「アナログ」又は「デジタル」と記入すること。

２ 光電変換器の場合の「種類」欄には、「ＬＤ(1.5μm)」、「ＬＥＤ(0.85μm)」等と記入すること。

３ 有線放送設備にあつては、分岐器、分配器及びタツプオフ等を明記すること。（ただし、定格出 力レベルの項目の記載を要しない。）

ウ 保安装置

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 種 類 | 台 数 | 備 考 |
|  |  |  |
|  |  |  |

注 「種類」欄には、製品名と製造者名を記入すること。

(2) 線 路 ア 線 条

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 架空、地下、水底の別 | 線 | 種 | 対 | 数 | こう長 | 延 | 長 | 備 | 考 |
|  |  | |  | | kｍ | kｍ | |  | |
|  |  | |  | |  |  | |  | |
| 計 |  | |  | |  |  | |  | |

注１ 「線種」欄には、「絶縁電線」、「ケーブル（光ファイバ）」等を記入すること。 ２ 「延長」とは、「こう長」に条数を乗じたものとすること。

イ 電 柱

|  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種 類 | 数量 | 共架電柱の相手方別数量 | | | 備考 |
| 電気通信 事業者 | 電気 事業者 | その他 |
|  | 本 | 本 | 本 | 本 |  |
|  |  |  |  |  |  |
| 計 |  |  |  |  |  |

注１ 「種類」欄には、「木柱」、「コンクリート柱」、「鉄柱」等を記入すること。 ２ 「数量」欄には、共架電柱以外の電柱の本数を記入すること。

３ 共架電柱を除く木柱については、長さ６メートル以下であるもの及び長さが６メートルを超える

ものであって元口から６メートルの位置における横断面の最も長い部分が長さ 10 センチメートル 以下であるものの本数を「備考」欄に再掲すること。

(3) 線路の電圧

注 実効値によらない場合は、その旨を付記すること。

(4) 通信回線の電力

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 通信回路の種別 | 周波数の別 | 電 力 | 備 考 |
|  |  |  |  |

注１「通信回線の種別」欄には、「音声周波を使用する有線ラジオ放送設備の通信回線」、「強電流電 線に重畳される通信回線」等のように記入すること。

２ 「周波数の別」欄には、「低周波」､「音声周波」又は「高周波」と記入すること。

３電力の単位は、有線電気通信設備令施行規則（昭和４６年郵政省令第２号）第３条第１号（有線 ラジオ放送設備）又は第２号（強電流電線重畳）に掲げる通信回線にあっては「ワット」とし、そ の他の通信回線にあっては「デシベル」とすること。

４通信回線が有線電気通信設備令施行規則第２条第１項第４号（妨害が-54 ﾃﾞｼﾍﾞﾙ以下）及び第５ 号（被妨害回線設置者が承諾）に掲げる場合（一定の平衡度を要しない場合）に該当するものであ るときは、その旨を「備考」欄に記入すること。

５ 工事開始及び設置の予定期日

注 工事を要しないときは、設置の日を記入すること。

６ その他（参考事項）

備考１ 次の表の左欄の設備については、中欄の事項の記載を省略することができる。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 設備 | 省略することが できる事項 | 備考 |
| 法第３条第４項第２号に掲げる有  線電気通信設備を用いて放送法第２  条第１号に規定する放送の業務以外  の業務を行うもの | 放送法第126条第２項の申請書に記載された事項に係るもの |  |
| 構内等設備 | ３（２） | 左欄に掲げる設備であつ |
| 法第３条第４項第３号（適用除  外）に掲げる者が設置するもの | ３（３） | て、共同設置の設備（共同 |
| ４（１）アのうち「回線容量」、「台 | して設置する設備の部分 |
| 電気事業法の規定に基づく電気  設備に関する技術基準を定める省  令第 50 条の規定により設置するも  の（自家用電気工作物の用に供する  ものに限る。） | 数」及び「備考」 | が端末機器のみのもの又 |
| ４（１）イのうち「定格出力レベル | は構内等設備のみのもの |
| 」、「台数」及び「備考」 | に限る。）又は他人使用の |
| ４（１）ウのうち「台数」及び「備 | 設備（相互接続の設備を除 |
| 考」 | く。）に限る。 |
| ４（２）アのうち「対数」、「こう長 |
| 」、「延長」及び「備考」 |
| ４（２）イのうち「数量」、「共架電 |
| 柱の相手方別数量」及び「備考」 |
| ４（３） |
| ４（４） |

２ 事項書に記載されている項目がすべて網羅されている場合は、総合通信局長の承認に基づいて、 様式の一部を変更することができる。

３ 用紙は、日本工業規格Ａ列４番とすること。